

◆ 結び

本山町の景観は、①町域の 90%を超える森林、②森林が育む吉野川水系の河川景観、③“天空の郷”を象徴する南岸の棚田群、④これらに重なる近現代の営為等、自然的、歴史的、社会的要素の錯綜する多様性が特色である。

本山町景観計画では、本町全域に展開する吉野川流域中山間地の典型的景観を、全国的視野から見た景観面の特性として、価値付けてきた。

本山町が景観行政団体となり、景観条例を定めて、景観計画を策定することは、積極的に景観形成に取り組む意思表示にほかならない。景観計画の策定等は「産官民の協働」を進めるための制度上の基盤整備であり、行政責務の執行という一面を有する。

また、より良い生活環境の創出と景観を活用した生業の発展は、景観計画に係る施策と事業をどう展開するかにかかっており、条例や計画による規制にたよるのではなく、町と住民の主体的判断が試されることに他ならない。景観形成への町民参加を促進し、行政と一体となった取組みを実行していこう。

町独自の取組と関係機関・団体の取組みが補完しあって、豊かで美しく暮らしやすい地域環境の形成に努める。今後、計画をさらに充実させ、地域の景観を育て、活力にあふれた、潤いのある町づくりを目指す。